

取り組み状況資料

条 項：第 8 条 事業者の責務

事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

- 取り組み：①江別市におけるマイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定（H20）
- ②民間企業等と災害時協力協定を締結
- ③環境学習等に関する協定書を締結
（H24）

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [衛生・ごみ](#) > [ごみとリサイクル](#) > [ごみとリサイクル](#) > [減量化・リサイクル](#) > [お買い物にはマイバッグを](#) > [お買い物にはマイバッグ](#)

ごみとリサイクル



ごみの収集カレンダー

- [江別地区](#)
- [野幌地区](#)
- [大麻地区](#)
- [農村地区](#)

家庭ごみ・事業ごみ

- [家庭からのごみ](#)
- [多量ごみ・引越しごみ](#)
- [家庭ごみの直接搬入](#)
- [事業活動によるごみ](#)

減量化・リサイクル

- [生ごみダイエットレシピ](#)
- [生ごみ堆肥化](#)
- [集団資源回収](#)
- [資源物の回収・持ち込み](#)
- [小型家電のリサイクル](#)
- [お買い物にはマイバッグを](#)
- [リサイクルバンク](#)

ごみに関する刊行物

- [ごみコミえべつ](#)
- [分別の手引き](#)
- [分別の手引き\(英語・中国語\)](#)
- [ごみ分別辞典](#)
- [小学生用パンフレット](#)
- [自治会回覧](#)

施設

- [環境事務所 施設案内](#)
- [環境クリーンセンター](#)

その他

- [よくある質問](#)
- [各種統計・審議会・計画など](#)
- [申請書ダウンロード](#)
- [問い合わせ先](#)

お買い物にはマイバッグ



[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2015年5月23日更新

私たちの暮らしが便利になった分、たくさんのごみが増えるようになり、地球にもたくさん負荷がかかるようになりました。買い物の際にもらうレジ袋もごみになり、環境にも負荷がかかります。私たちができる小さなことから、始めてみませんか。買い物には、マイバッグを持って行きましょう。

「江別市におけるマイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結しました

江別市では、ごみの減量化やリサイクル活動に取り組み、地球環境と限りある資源を守るため、レジ袋の無料配布中止の実施について、市内スーパー等の事業者6社(市内16店舗)と江別消費者協会、江別市女性団体協議会との間で平成20年8月22日に協定を締結しました。



協定の内容

- 事業者は、レジ袋の収益金等を環境保全活動等に使用します。
- 消費者協会と女性団体協議会は、マイバッグ等の持参を市民に呼びかけます。
- 江別市は、レジ袋削減の取り組みを広報等で支援します。

実施店舗

事業者名	店舗名	協定書
(1)イオン北海道(株)	イオン 江別店 江別市幸町35 電話 011-384-3100	協定書 [PDFファイル/605KB]
(2)生活協同組合コープさっぽろ	コープさっぽろ えべつ店 江別市元江別779-1 電話 011-389-8703	協定書 [PDFファイル/601KB]
	コープさっぽろ 野幌店 江別市野幌松並町9-20 電話 011-384-2211	
	ザ・ビッグ 江別店	

イベント開催情報

● えべつ・フリーマーケット(後援)

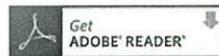
(3) マックスバリュ北海道(株)	江別市野幌町10-1 電話 011-391-0330	協定書 [PDFファイル] 588KB]
	マックスバリュ 上江別店 江別市上江別442-16 電話 011-391-5311	
(4) (株)ラルズ	ビッグハウス 大麻店 江別市大麻ひかり町30-2 電話 011-387-5557	協定書 [PDFファイル] 574KB]
	ビッグハウス 野幌店 江別市東野幌本町35-2 電話 011-380-6811	
	ビッグハウス 元江別店 江別市元江別本町22 電話 011-385-5567	
	ラルズストア 大麻駅前店 江別市大麻中町26-9 電話 011-387-2345	
(5) (株)ホクレン商事	ホクレンショップ 元江別店 江別市元江別本町1-3 電話 011-385-5870	協定書 [PDFファイル] 585KB]
	ホクレンショップ ゆめみ野店 江別市ゆめみ野東町2 電話 011-391-1660	
	ホクレンショップ 大麻北町店 江別市大麻北町519-2 電話 011-387-5551	

マイバッグ持参率の状況

協定事業者の店舗におけるマイバッグ持参率の状況をPDF形式でまとめました。

- [マイバッグ持参率平成27年度 \[PDFファイル/50KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成26年度 \[PDFファイル/75KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成25年度 \[PDFファイル/71KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成24年度 \[PDFファイル/53KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成23年度 \[PDFファイル/53KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成22年度 \[PDFファイル/78KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成21年度 \[PDFファイル/85KB\]](#)
- [マイバッグ持参率平成20年度 \[PDFファイル/91KB\]](#)

※ マイバッグ持参率とは、事業者から報告のあった各店舗におけるレジ袋の辞退率をいいます。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)
FirefoxなどのブラウザでPDFファイルを開くと、正しく表示されない場合があります。

このページに関するお問い合わせ先

環境室廃棄物対策課 減量推進係
〒067-0051 北海道江別市工業町14番地の3
Tel:011-383-4211 Fax:011-382-7240
[お問い合わせはこちら](#)

[前のページに戻る](#)

[このページのトップへ](#)

● [リンク・著作権・免責事項](#) ● [個人情報保護](#) ● [アクセシビリティ](#) ● [広告掲載について](#) ● [リンク集](#)

江別市役所(役所への行き方)

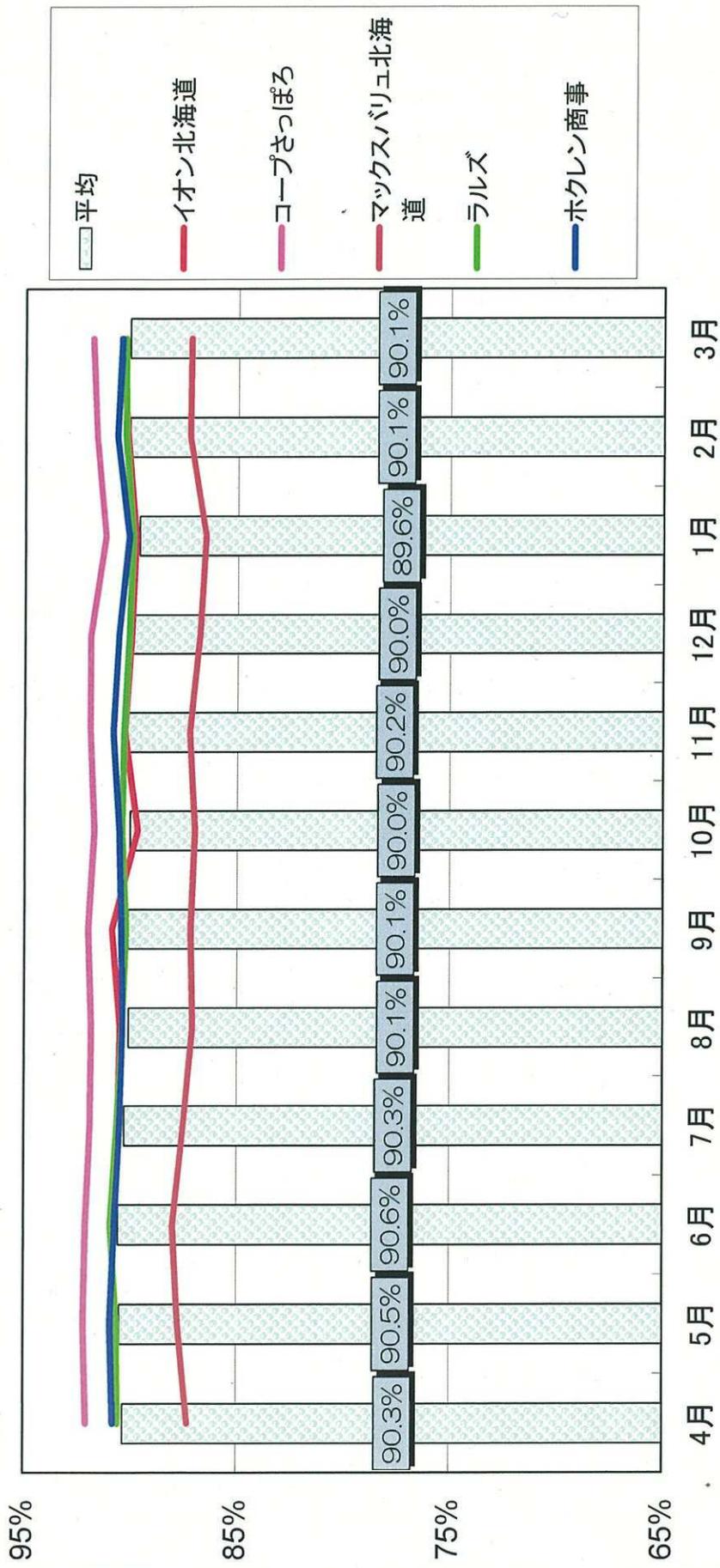
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

Tel:011-382-4141(代表) 組織別電話番号一覧 | [お問い合わせはこちら](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日/8時45分から17時15分(土曜日・日曜日・祝日は閉庁)

Ebetsu City

マイバッグ持参率(平成27年度/年間平均90.2%)



- ・ 「イオン北海道」はイオン北海道(株)：イオン江別店
- ・ 「コープさっぽろ」は、生活共同組合コープさっぽろ：コープさっぽろ(えべつ店、野幌店)
- ・ 「マックスバリュ北海道」は、ザ・ビッグ江別店、マックスバリュ上江別店
- ・ 「ラルズ」は、(株)ラルズ：ビッグハウス(大麻店、野幌店、元江別店)、ラルズストア大麻駅前店
- ・ 「ホクレン商事」は、(株)ホクレン商事：ホクレンショップ(大麻北町店、元江別店、ゆめみ野店)

江別市地域防災計画

(資料編)

平成28年7月

【協定関係】

・災害時における相互協定書（例）

災害時における生活物資の供給等に関する相互協定書

江別市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、江別市域内及び江別市と相互防災協定等を結ぶ地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、生活物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して次に掲げる事項を要請することができる。

- (1) 食料品その他甲が要請する物資の供給
- (2) 生活物資を供給するにあたって必要とされる保管場所等の提供

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、原則として口頭又は電話等をもって要請するものとする。
2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう、点検、改善に努めるものとする。

（物資の引渡及び運搬）

第6条 物資の引渡は、原則として乙の店頭とし、運搬は、甲が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び保管場所等の提供を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、江別市の規程に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第10条 物資の取引価格等は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(協議)

第11条 この規定の実施に関し、必要な細部手続及びこの規定に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この規定は、平成25年〇〇月〇〇日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 江別市高砂町6番地
江別市
江別市長 三好昇

乙

6. 協力協定・相互応援協定

・江別市と各団体の災害時協力協定（締結順）

・自治体及び関係機関

協定締結団体の名称	締結日	協力内容
陸上自衛隊第11高射特科中隊	平成26年11月17日	災害応急対策活動
財務省北海道財務局	平成26年3月28日	有価物の分別等災害応急対策応援
高知県土佐市	平成25年8月2日	友好都市間の災害時における相互支援
北海道開発局	平成22年5月26日	土木施設等の被害状況把握・応急措置準備
北海道	平成27年3月31日	災害時等における北海道及び市町村相互の応援

・民間企業及び民間団体

協定締結団体の名称	締結日	協力内容
三和物流サービス(株)	平成27年10月6日	介護用品、福祉用具の供給
フランスベット(株) 北日本事業部北海道支社	平成27年9月18日	介護用品、福祉用具の供給
札幌電気工事業協同組合	平成27年7月21日	公共施設の電気設備応急修理
江別測量設計業協会	平成27年7月8日	道路建物等の応急対策・災害復旧支援
社会福祉法人葵新生会	平成27年5月22日	災害時における福祉避難所の設置運営
医療法人英生会	平成27年5月22日	災害時における福祉避難所の設置運営
社会福祉法人えべつ幸誠会	平成27年5月22日	災害時における福祉避難所の設置運営
(一財)江別市在宅福祉サービス公社	平成27年5月22日	災害時における福祉避難所の設置運営
社会福祉法人江別昭光福祉会	平成27年5月22日	災害時における福祉避難所の設置運営

社会福祉法人すばる	平成 27 年 5 月 22 日	災害時における福祉避難所の設置運営
社会福祉法人長井学園	平成 27 年 5 月 22 日	災害時における福祉避難所の設置運営
医療法人はるにれ	平成 27 年 5 月 22 日	災害時における福祉避難所の設置運営
社会福祉法人北叡会	平成 27 年 5 月 22 日	災害時における福祉避難所の設置運営
社会福祉法人北海道友愛福祉会	平成 27 年 5 月 22 日	災害時における福祉避難所の設置運営
(一財) 北海道電気保安協会	平成 27 年 2 月 19 日	災害時の復旧活動支援・電気設備点検
(一社) 江別青年会議所	平成 26 年 8 月 21 日	情報収集・各種救援救護活動・物資等輸送支援
大塚製薬(株) 札幌支店	平成 25 年 12 月 13 日	災害時における食糧品・医薬品等の供給
(一社) 札幌地区トラック協会江別支部	平成 25 年 11 月 28 日	災害時における物資・資機材の輸送等
ヤマトホームコンビニエンス(株) 北海道統括支店	平成 25 年 10 月 1 日	災害時における食料品・日用品等の供給
ヤマト運輸(株) 千歳主管支店	平成 25 年 10 月 1 日	災害時における救援物資の管理配送等
生活協同組合コープさっぽろ	平成 25 年 7 月 12 日	災害時における救援物資の管理配送等
(株) 共成レンテム	平成 25 年 3 月 19 日	暖房機器、仮施設等の物資機器のレンタル
(株) ツルハ	平成 25 年 1 月 31 日	災害時における食料品、医薬品、日用品等の提供
江別石油事業協同組合	平成 23 年 10 月 1 日	災害時における燃料の供給
北海道 L P G 災害対策協議会	平成 22 年 10 月 22 日	災害発生時における L P G の応急・復旧活動の支援
(株) スコレー	平成 21 年 3 月 19 日	食料品の提供、負傷者への応急手当など
北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成 21 年 2 月 27 日	自販機による飲料水の無料提供

江別河川防災環境事業協同組合	平成 20 年 8 月 25 日	災害時における応急活動
江別市内郵便局	平成 20 年 6 月 26 日	郵便ネットワークを活用した広報活動
イオン北海道 (株)	平成 19 年 9 月 5 日	食料品・日用品の提供
有限責任中間法人江別建設業協会	平成 18 年 12 月 27 日	災害時における防災応急対策業務
北電興業 (株)	平成 17 年 6 月 27 日	広告付避難所看板の電柱への設置
(株) レンタコム北海道	平成 17 年 5 月 1 日	トイレ、暖房機等のレンタル
日本通運 (株) 札幌支店	平成 16 年 7 月 1 日	物資の輸送
生活協同組合コープさっぽろ	<u>平成 16 年 7 月 1 日</u>	食料品・日用品の提供
<u>(株) セコマ</u>	<u>平成 16 年 7 月 1 日</u>	食料品・日用品の提供
(株) 菊水	<u>平成 16 年 7 月 1 日</u>	食料品の提供
北海道中央食糧 (株)	<u>平成 16 年 7 月 1 日</u>	食料品の提供
広谷製パン (株)	<u>平成 16 年 7 月 1 日</u>	食料品の提供
(株) マルカツ	<u>平成 16 年 7 月 1 日</u>	暖房機・寝具等のレンタル

(平成 28 年 7 月 26 日現在)



環境学習等に関する協定書

江別市（以下「甲」という。）と株式会社ノーザンフロンティア（以下「乙」という。）は、環境学習等の実施に当たって下記のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が甲の要請等に基づき実施する環境学習等を円滑に行うため、基本的な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「環境学習等」とは、環境クリーンセンター施設内及び江別市内において実施する各種環境教室、出前授業及び太陽光発電所の施設見学のことをいう。

（甲の責務）

第3条 甲は、乙が主体的に実施する各種環境学習等の円滑な実施に当たり、可能な限り協力するものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、甲が推進する環境にやさしい低炭素型のまちづくりに寄与するため、甲と協議の上、各種環境学習等の実施に努めるものとする。

（環境学習等の対象者）

第5条 環境学習等の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 小中学生
- (2) 市民・各種団体等
- (3) その他必要と認められる者

（環境学習等の実施内容）

第6条 甲の要請等に基づき実施する環境学習等の内容については、甲、乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第7条 環境学習等の実施に掛かる必要経費については、原則乙の負担とする。

2 環境学習等の実施に当たって、別途経費が必要となる場合は、甲、乙が協議の上、決定する。

（事故等の対応）

第8条 環境学習等の実施中に事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、甲・乙双方又はいずれかにおいて直ちに適切な行動を講ずるとともに、相互に協力して処理するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、双方それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月11日

甲 江別市高砂町6番地
江別市
江別市長 三好



乙 帯広市大通南24丁目1番地
株式会社 ノーザンフロンティア
代表取締役 佐藤 睦



ソーラー発電出前授業 実施経過

	学校名	H25		H26		H27	
		学年	人数	学年	人数	学年	人数
		CL		CL		CL	
1	江別小学校			4年 1	28	4年 1	22
2	江別第二小学校					4年 3	91
3	江別第三小学校			6年 2	54	6年 2	55
4	豊幌小学校			5年 1	24	4年 1	22
5	江別太小学校			4年 2	79	4年 2	62
6	大麻小学校						
7	対雁小学校						
8	野幌小学校						
9	角山小学校						
10	東野幌小学校						
11	大麻東小学校						
12	大麻西小学校						
13	中央小学校	6年 2	74	6年 2	77	6年 3	80
14	大麻泉小学校						
15	野幌若葉小学校						
16	北光小学校						
17	文京台小学校	5年 1	16	5年 1	35	5年 1	19
18	いずみ野小学校					5年 1	14
19	上江別小学校						
計		2校 3	90	6校 9	297	8校 14	365

現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [自然・環境・公園](#) > [環境学習](#) > 平成28年度の「ソーラー発電出前教室」がスタートしました。

平成28年度の「ソーラー発電出前教室」がスタートしました。



[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2016年9月6日更新

江別市では、希望のあった小学校に出向いて「ソーラー発電出前教室」を行っています。

これは、市と環境学習に係る協定を締結している株式会社ノーザンフロンティアの協力により実施しているものです。

教室では「地球温暖化と太陽光発電を知ろう」をテーマに、実際に太陽電池を使用した実験を通して、地球温暖化と太陽光発電について興味関心をもってもらうことを目的としています。

今年度第1回目となる教室が、平成28年6月21日(火曜日)、江別第一小学校の4年生を対象に開催され、理科室で2時限を使って楽しく地球温暖化問題と太陽光発電のしくみ、太陽電池と光の関係などについて学びました。また、一部の小学校では、校舎の屋上にあって普段はなかなか見ることのできない太陽光パネルの見学も行ないました。

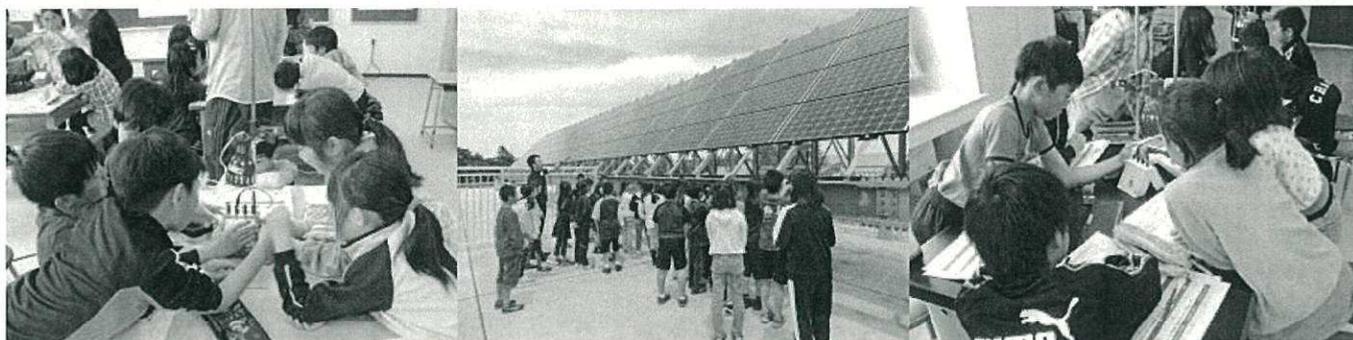
1時間目にビデオやスライドを使い、グループワークを取り入れながら、地球温暖化問題のメカニズム、原因や太陽光発電の特徴、しくみなどについて学習し、2時間目には実際に太陽電池で動くプロペラなどの実験キットを使い、太陽光に見立てた白熱灯の光のあて方による発電の変化などを調べる実験を行いました。

児童はグループ内で相談をしたり感想を述べあったりしながら、みんなで楽しく地球温暖化などについて学び、実験からわかったことや感じたことを「まとめシート」に記入し、発表では気が付いたことを積極的に発表していました。

子どもたちからは、地球温暖化防止のために「近くに出かけるときは、なるべく車を使わないようにする」、「見ていないテレビのスイッチや、使っていない部屋の電気を消す」など、普段の生活を意識した意見がよせられました。地球温暖化防止や省エネルギーのために、これから自分たちができることを、しっかりと考えるきっかけになったようです。

このソーラー発電出前教室は、今年度は市内9校で実施します(6～8月は4校で実施しています)。

＝ 授業の様子 ＝



左:江別第一小学校(6月21日実施)

中央:江別第二小学校(6月23日実施)

右:江別太小学校(7月6日実施)

このページに関するお問い合わせ先

環境室環境課 環境保全係

〒067-0051 北海道江別市工業町14番地の3

Tel:011-381-1019 Fax:011-382-7240

[お問い合わせはこちら](#)